

FX クリアリング取引証拠金決済規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、業務規程、FX クリアリング取引に関する業務規程の特例（以下「FX クリアリング特例」という。）、業務方法書及びFX クリアリング取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則（以下「FX クリアリング証拠金規則」という。）に基づき、本取引所がFX クリアリング取引参加者であるFX クリアリング清算参加者との間で行うFX クリアリング取引証拠金の授受（以下「FX クリアリング取引証拠金決済」という。）の方法について、必要な事項を定める。

2 FX クリアリング証拠金規則第6条第1項に規定する本取引所が別に定める方法は、第2章及び第3章に定める。

(対象金銭)

第2条 本取引所がFX クリアリング取引証拠金決済銀行（第3条に規定するFX クリアリング取引証拠金決済銀行をいう。）を通じて決済する金銭は、FX クリアリング取引証拠金とする。

第2章 FX クリアリング取引証拠金決済銀行指定営業所の指定

(本取引所によるFX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所の指定)

第3条 本取引所は、FX クリアリング清算参加者との間におけるFX クリアリング取引証拠金の決済のための金融機関（以下「FX クリアリング取引証拠金決済銀行」という。）における指定営業所（以下「FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所」という。）を指定するものとする。

(FX クリアリング取引証拠金決済口座の開設)

第4条 本取引所は、FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所において、FX クリアリング取引証拠金決済のための預金口座（以下「FX クリアリング取引証拠金決済口座」という。）

を開設するものとする。

- 2 FX クリアリング清算参加者は、いずれか1つのFX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所において、FX クリアリング清算参加者のFX クリアリング取引証拠金決済口座を開設しなければならない。
- 3 FX クリアリング清算参加者は、FX クリアリング取引証拠金決済口座を開設したときには、本取引所が定める様式により、本取引所に届出書を提出しなければならない。

(届出事項の変更)

第5条 FX クリアリング清算参加者は、前条第3項に規定する届出書により届け出た事項について変更を行おうとするときには、本取引所に対して、あらかじめその内容を書面により報告しなければならない。

(指定営業所の指定取消によるFX クリアリング取引証拠金決済口座の解約)

第6条 本取引所は、FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所について指定を取り消す場合には、当該FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所にFX クリアリング取引証拠金決済口座を開設しているFX クリアリング清算参加者に直ちに通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けたFX クリアリング清算参加者は、当該取消しの効力が生じる前に、第4条第2項の規定に基づき、他のFX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所においてFX クリアリング取引証拠金決済口座を開設するものとする。この場合において、当該FX クリアリング清算参加者は、第4条第3項に規定する届出書をあらたに本取引所に提出するものとする。

第3章 FX クリアリング取引証拠金の決済

(FX 取引参加者へのFX クリアリング取引証拠金の不足額の通知と入金)

第7条 本取引所は、FX 取引参加者であるFX クリアリング清算参加者にFX クリアリング証拠金規則第6条第1項に規定するFX クリアリング取引証拠金の不足額が生じた場合には、原則として、各取引日の午前10時までに預託すべきFX クリアリング取引証拠金の額を当該FX クリアリング清算参加者に通知する。この場合において、通知をなすべき取引日が日本の銀行休業日にあたる時は、日本の銀行の営業日における取引日まで通知をなすべき日を繰り上げるものとする。

- 2 前項の通知を受けたFX クリアリング取引参加者は、以下の各号に掲げるFX クリアリング取

引証拠金の不足額の区分に応じて、当該不足額を当該各号に掲げる日時までに、本取引所の FX クリアリング取引証拠金決済口座に入金しなければならない。

- (1) FX クリアリング証拠金規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する不足額 当該通知のなされた取引日（日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。）の午前 11 時まで
- (2) FX クリアリング証拠金規則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する不足額 当該通知のなされた取引日の翌取引日（日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。）の午前 11 時まで

(LP 取引参加者への FX クリアリング取引証拠金の不足額の通知と入金)

第 8 条 本取引所は、LP 取引参加者である FX クリアリング清算参加者に FX クリアリング証拠金規則第 6 条第 2 項に規定する FX クリアリング取引証拠金の不足額が生じた場合には、原則として、各取引日の午前 10 時までに預託すべき FX クリアリング取引証拠金の額を当該 FX クリアリング清算参加者に通知する。この場合において、通知をなすべき取引日が日本の銀行休業日にあたる場合は、日本の銀行の営業日における取引日まで通知をなすべき日を繰り下げるものとする。

- 2 前項の通知を受けた FX クリアリング取引参加者は、当該 FX クリアリング取引証拠金の不足額（ただし FX クリアリング証拠金規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する不足額がいずれも生じるときは大きい金額の不足額とする。）を、当該通知のなされた取引日（日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。）の午後 4 時までに、本取引所の FX クリアリング取引証拠金決済口座に入金しなければならない。

(FX クリアリング取引証拠金の払出し請求と払出しの時限)

第 9 条 FX クリアリング清算参加者は、FX クリアリング証拠金規則第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく FX クリアリング取引証拠金の引出しについて、各取引日（日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。以下この条において同じ。）における午前 10 時から午後 2 時までの間に、本取引所に対し、本取引所の定める様式により当該 FX クリアリング取引証拠金の引出しに係る請求を行うことができる。

- 2 本取引所は、前項に規定する請求を受けた場合には、当該請求を受けた取引日の午後 2 時までに当該請求を受け本取引所が承諾した FX クリアリング取引証拠金の額を、当該取引日の午後 2 時以降に、第 4 条第 3 項の規定に基づき当該 FX クリアリング清算参加者が届出ている FX クリアリング取引証拠金決済口座に入金するものとする。

第 4 章 事故処理

(入金不能時の通知方法)

第10条 FX クリアリング取引証拠金を支払うべきFX クリアリング清算参加者が第7条第2項又は第8条第2項に規定するFX クリアリング取引証拠金の入金ができない場合には、当該FX クリアリング清算参加者は当該FX クリアリング取引証拠金の入金をなすべき日時までに、本取引所に対してその旨の通知を電話により行った後、直ちに書面により通知するものとする。

(FX クリアリング清算参加者への支払拒絶)

第11条 FX クリアリング取引証拠金を受け取るべきFX クリアリング清算参加者が業務規程、円金利先物オプションに関する業務規程及び受託契約準則の特例、取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例、取引所株価指数証拠金取引に関する業務規程の特例、FX クリアリング特例、業務方法書、証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、FX クリアリング証拠金規則、円資金決済規則、為替取引証拠金決済規則、株価指数取引証拠金決済規則又はこの規則の定めるところにより、本取引所に対して支払い、又は預託をすべき金銭を、その履行期限までに支払わず、又は預託をしないときは、本取引所は当該FX クリアリング清算参加者に対するFX クリアリング取引証拠金の支払いを拒絶することができる。

(2023年3月20日 変更)

第5章 雑則

(本取引所のなす通知時限の猶予)

第12条 本取引所は、FX クリアリング取引に係る本取引所とFX クリアリング清算参加者の間の決済を行うために必要な取引所システムに支障が生じた場合その他やむをえない事由により、当該時間までに第7条及び第9条に規定する通知をなすことが不可能又は困難であると認める場合には、当該通知につきその通知時間を遅らせることができる。

(証拠金等の資料に関する事項)

第13条 FX クリアリング証拠金規則第6条第3項に規定する資料は、証拠金等元帳又は本取引所が必要と認めるものとし、本取引所から請求があった場合は、速やかに本取引所宛に提出

するものとする。

(必要事項の決定等)

- 第 14 条 本取引所は、FX クリアリング取引証拠金に係る決済を適正かつ確実にを行うため、本規則に規定するもののほか必要な事項につき細則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。
- 2 本取引所は、前項の細則を定めたとき又は前項の措置を行ったときは、遅滞なく FX クリアリング清算参加者に通知するものとする。

(費用)

- 第 15 条 FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所に FX クリアリング取引証拠金決済口座を設定した FX クリアリング清算参加者は、FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所の取扱手数料又はその他の費用を負担するものとし、その料率及び支払いの方法は、当該 FX クリアリング取引証拠金決済銀行の指定営業所と FX クリアリング清算参加者との間で別途合意するところによる。

(損害金の負担)

- 第 16 条 本取引所は、FX クリアリング取引証拠金決済銀行の責めにより FX クリアリング清算参加者に損害が生じても、これを賠償する責めを負担しない。
- 2 FX クリアリング清算参加者は、本規則に規定する履行期限までに FX クリアリング取引証拠金決済を行わなかったときは、支払うべき金額に対し年 14%の割合の損害金を支払うものとする。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。
- 3 本規則に規定する FX クリアリング取引証拠金決済の履行期限が一定の日の一定の時刻をもって定められている場合において、FX クリアリング清算参加者が同時刻までに履行しなかったときは、その日を 1 日分として計算した損害金を支払うものとする。

附則

この規則は、2021 年 4 月 12 日から施行する。

附則

この規則は、2023年3月20日から施行する。